

随意契約ガイドライン

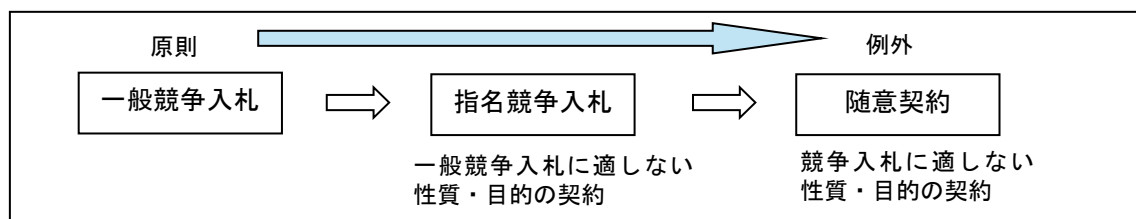
蒲郡市総務部契約検査課

随意契約の締結について

普通地方公共団体が行う契約事務の執行は、公正をもって第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札の方式が原則です。例外的な取り扱いとして、指名競争入札や随意契約が認められています。

随意契約とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法です。具体的には、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの要件に該当する場合に限られています。この政令に定める場合に該当しない契約は、競争入札によらなければなりません。

このガイドラインを参考にしながら、随意契約とする場合でも、できる限り競争性の確保を念頭に置いて、随意契約の適正執行に努めてください。契約状況は多様であり、ここに示すものに該当すれば、直ちに随意契約をすべきものではなく、また、随意契約ができるものは、ここに示したものに限定される趣旨のものでもありません。随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に十分検討のうえ、判断してください。(印刷製本費、修繕料、備品購入費、委託料、等々随意契約による場合が多いので特に注意すること。)



このガイドラインに使用した法令名等の省略名称は、次のとおりです。

例規の名称	例規の略称	備考
地方自治法施行令	令	昭和22年政令第16号
蒲郡市契約規則	市契約規則	昭和39年蒲郡市規則第11号
蒲郡市小規模工事施行要綱	市小規模工事施行要綱	昭和48年4月1日
蒲郡市小規模契約希望者登録制度実施要領	市小規模契約希望者登録制度実施要領	平成31年4月1日
蒲郡市入札執行事務処理要領	市入札執行事務処理要領	昭和54年4月1日
蒲郡市緊急工事等の事務取扱要領	市緊急工事等の事務取扱要領	昭和59年9月1日
蒲郡市障害者優先調達推進方針	市障害者優先調達推進方針	平成25年12月25日

【読替え】

地方公営企業法の適用を受ける発注機関については、地方自治法施行令第167条の2第1項各号を、地方公営企業法施行令第21条の13第1項各号に読み替えるものとする。

随意契約とする場合の留意点

随意契約は大きく2種類に区分されます。まず1つは、令第167条の2第1項第1号による「少額随意契約」と呼ばれる随意契約です。少額随意契約とは、一定の金額以下であれば、競争入札を行わず、2人以上の相手から見積書を徴取し契約を締結できる方法です。もう1つは、令第167条の2第1項第2号から第9号までの「特命随意契約」（1者随意契約）と呼ばれる随意契約です。特命随意契約は、特定の1人から見積書を徴取して、契約を締結できる方法です。これは、契約の性質や目的によって競争入札が適さない場合や、緊急により競争入札ができない場合に適用します。

いずれの場合においても、随意契約が競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分に認識し、契約にあたっては安易に随意契約を適用しないよう十分に留意する必要があります。

契約事務の公正性及び経済性を確保する観点から、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的かつ総合的に判断するとともに、下記事項を十分に検討し、慎重に契約方法を決定してください。

(1) 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、令第167条の2第1項各号のいずれに該当するかを明らかにし、関係書類に明確に記載するものとする。また、随意契約を適用する理由を明確に整理しておくものとする。

特命随意契約は、令第167条の2第1項各号及び市契約規則第22条1項各号のいずれかに該当し、その理由を合理的に説明できる場合に限り適用することに留意が必要である。

(2) 有利性の説明

随意契約をしようとする場合においても、競争の原則に基づき、可能な限り複数の者から見積書を徴取し、見積価格を比較検討したうえで、原則として最も有利な価格で見積書を提出した者を契約の相手方とする。

価格の有利性より特に優先すべき事由による場合は、その内容を具体的に説明できることが求められる。単に「過去の実績が十分なため」「業務に精通しているため」「特殊な業務なため」等のみを理由とし、具体的かつ合理的な説明がない案件を随意契約とすることは適切でない。

(3) 少額随意契約の留意点

市契約規則第22条の規定では、一定額以下の案件については、事務負担の軽減を主旨として少額随意契約が認められているが、本来競争入札によるべき案件を、合理的な理由なく故意に分割して少額随意契約の対象とすることは適切でない。また、少額随意契約による場合であっても、原則として2人以上の者から見積書を徴取し、競争性を確保する必要があることに留意する。

(4) 特命随意契約（1者随意契約）の妥当性を確認するチェックポイント

- ア 他課や近隣自治体で類似の契約が想定される場合、競争による契約を行っていないか。
 - イ 特別な技術、機器、設備等を理由とする場合、契約を履行できる者が1人しかいない状況か。
 - ウ 契約相手方となる者が、業務の主要部を再委託するような実態はないか。
 - エ 複数年同一業者と契約している場合、状況の変化により競争性が生じていないか。
 - オ 内容（仕様）の変更、業務の分離等で競争を行う余地がないか。
- ※ 上記の視点から特命随意契約でもよいかを確認するものとする。

(5) 競争性のある随意契約をする際の見積書徴取に関する留意点

複数の者から見積書を徴取し競争を図る場合、公正な取引を確保する観点から、特定の業者に他の業者等の見積書の取りまとめを依頼する行為は禁止とする。特定の業者に対して一括して見積りを依頼する行為は不適切であることを念頭に置き、見積り合わせを行う際は、指名した業者それぞれに対し個別に見積書の提出を求めるものとする。

令第167条の2第1項第1号

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。（市契約規則第21条別表）

- ア 工事又は製造の請負 200万円
- イ 財産の買入れ 150万円
- ウ 物件の借入れ 80万円
- エ 財産の売払い 50万円
- オ 物件の貸付 30万円
- カ ア～オ以外のもの 100万円

【趣旨】

契約事務の簡素化及び効率性の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、競争入札に付さないでよいとされているものです。一般に「少額随意契約」ともいわれています。

【解釈・運用】

- 1 「定める額を超えないもの」とは、市契約規則第21条別表に定める金額（上記ア～カの金額）以下のものとし、
複数年の賃貸借契約にあつては予定賃貸借料総額をいい、単価契約にあつては単価に予定数量を乗じて得た額をいいます。（複数年の賃貸借契約の事例としては債務負担行為、長期継続契約等があります。）
- 2 「工事又は製造の請負」は、建物等の修繕、改築、印刷製本等の請負契約を含みます。建物等の小修繕で請負にまで至らないものは含みません。
- 3 「財産の買入れ」は、不動産、動産の有体財産のみならず地上権、著作権、商標権、意匠権、特許実用新案権（知的財産権）等の無体財産をいいます。有体財産の代表的な事案は、自動車、備品、消耗品等の物件の購入等です。
- 4 「物件の借入れ」は、土地、建物、機械、器具等の物件の賃借（リース）契約が該当します。長期継続契約に該当する場合の契約方法の判断は、契約期間全体の支出見込総額により行います。
- 5 「カ ア～オ以外のもの」には業務委託、役務の提供、物品の修繕等が該当します。
- 6 予算執行の行為（予定価格の決定、支出負担行為（契約））は当該年度開始前に行うことができません。ただし、年度開始前に翌年度の見積書を徴取することは、準備的行為であり単なる契約の申込みを受ける段階にとどまる

ものであるから差し支えありません。(地方財務実務提要 5 8 2 9 - 1 4 3、
5 8 8 1 - 1 4 5)

【参考】

- ・ 契約の種類に応じて掲げられている金額以下であれば、全て第1号該当です。
(地方財務実務提要 5 8 8 1 - 4)
- ・ 上記の範囲内であっても、1人から見積書を徴取すればいいというわけではなく、なるべく2人以上の者から徴取します。(市契約規則第22条)
- ・ 金額が第1号該当の範囲内で、他の号(第2号から第9号)と適用理由が重なった場合は、第1号該当となります。その場合は、特命随意契約としての手続きが可能となります。
- ・ 契約金の総額が10万円(工事又は修繕※に係るものにあつては100万円)を超えないときは1人以上から見積書を徴取すればよいとします。ただし、1万円以下の場合には見積書を納品書で代用することができます。(市契約規則第22条第1項第1号、会計事務の手引「消耗品費の支出事務」)
※ここでいう「修繕」とは、すべての修繕を指すわけではなく、限定的解釈を要します。「修繕」に関する具体的な解釈については、p 2 3からp 2 4を参照してください。
- ・ 契約の金額が100万円(工事又は製造の請負契約については200万円)を超えないときは、契約書作成を省略することができます。ただし、省略する場合においても、請書を徴するものとします。(市契約規則第25条)なお、10万円未満のものについては請書を省略することができます。(市小規模契約希望者登録制度実施要領第10条)
- ・ 契約書作成を省略することができる場合でも、業務委託については、後におけるトラブルを生じさせないために契約書を作成します。また、工事については、注文書を発し請書を徴するものとします。(市小規模工事施行要綱第5条第1項第6号)

【注意】

- ・ この号に該当させるため、作為的に分割して発注する行為は厳に禁止します。
- ・ 年度開始前に見積書を徴取する際は、契約行為に結びつくとして理解されないように、職員の発言等注意が必要です。
- ・ 本ガイドラインとあわせて、少額随意契約事務運用手引も確認してください。

令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【解釈・運用】

- 1 「不動産の買入れ又は借入れ契約」は、一般的には、その不動産を所有している者からしか購入又は借入れることができません。このような契約は不特定多数又は特定多数の者を相手にした競争入札に適さないことから、随意契約によることができるとしているものです。
- 2 「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払う場合」とは、ある特殊な物品を納入する契約を締結するような場合において、その物品を業者が製造するときに、当該普通地方公共団体が所有している原材料をその業者に売り払ったうえで、その原材料を使用して物品を製造させた方が業者にとっても、また地方公共団体にとっても有利であるという場合、あるいはそうせざるを得ないような場合をいいます。このような契約は競争入札に適さないことから、随意契約によることができるとしているものです。
- 3 「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、特殊な技術、手法、機器又は設備を必要とする業務で、その者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合など、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定され、他者と競争させることができないような契約をいいます。この号に該当する事由であるかは、個々の契約ごとの特殊性や経済的合理性等を客観的・総合的に判断する必要があります。（地方財務実務提要5881-57）

【事例】

その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの

1 契約の相手方がおのずから特定の者に限定されるもの

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とするもので、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないもの
〈工事〉
 - ア 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ウ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可

- 能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
- エ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

〈業務委託等〉

オ 特定メーカーの技術やノウハウを前提とするシステムの設置者・開発者又は設計者等と契約をしなければ既存システムの使用に著しく支障が生ずるおそれがあるもの又は契約不適合責任の範囲が不明確となるもの
⇒ 既存の情報処理システム等に基づく新規システム開発又は既存システム修正や保守業務等

カ 機械設備において、設置者又は製造者等と契約をしなければ既存の設備・機器等の使用に著しく支障が生ずるおそれがあるもの又は安全責任が果たせないもの若しくは契約不適合責任の範囲が不明確となるもの、部品交換等の迅速な対応ができないもの
⇒ エレベータやエスカレータ、空調・ガス設備等の故障修理や保守点検業務等

キ 試験、研究等極めて特殊又は限定的な業務等であり、特定の設備等の有無及び地域性を考慮すると履行可能な者が限られるもの

- (2) 経験、知識を特に必要とするもの、又は現場の状況等に精通した者に行わせる必要があるもの

〈工事〉

ア 施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事

イ 既設の設備等と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に責任体制が不明確になるなど著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事

〈業務委託等〉

ウ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要があるもの

エ 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に委託させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生ずるおそれがあるもの

オ 弁護士などと締結する専門性が高い分野に関する委託契約で、価格競争の余地のないもの

- (3) その他契約の目的により相手方が特定されるもの

ア 契約の履行のために、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の排他的権利の使用を必要とするもので、これらの権利を有する者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できないもの

※ 排他的権利に該当するものであるかどうかを具体的に確認してください。

イ 講演、研究、講座等、特別の能力を目的とする業務を委託するもの
※ 研修の講師等、個人を選定する場合、複数の候補者から特定の一人を選定した経過を具体的に説明できることが必要です。

ウ リース期間満了後、引き続き再リースするもの

エ 国及び地方公共団体その他の公法人と契約するもの

オ 国又は地方公共団体その他の公法人と共同で運営、購入又は印刷するために契約の相手方が特定されるもの

カ 法や条例等で契約の相手方が定められているもの又は法令により委託方法等が定められ、その法令の趣旨により相手方が特定されるもの

キ 契約行為を秘密にする必要があるもの

⇒ 採用試験問題の作成、購入、印刷

※ 「秘密」にするべき必要性を客観的に説明できることが必要です。

ク 土地を特定の者に売り払い、又は貸し付けるとき。（市有地対策調整会議における協議を要する。また、土地の売り払いに関しては未利用土地の処分要綱で定めるものも含む。）

(4) 価格が固定されて価格競争性がないもの

ア 新聞、雑誌、追録等の購入契約で、再販売価格維持制度が適用され、価格競争性がないもの（地方財務実務提要5881-40）

イ 郵便切手、収入印紙、郵便はがき等の額面金額をもって購入するもの

ウ 保険の契約で、その内容及び金額に競争の余地がないと認められるもの

2 必ずしも競争入札が不可能又は著しく困難ではないが、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する者と契約するということが性質又は目的を達成するために妥当で、地方公共団体の利益の増進につながると判断されるもの

(1) 複数の業者がかかわることにより、責任の所在があいまいになり、契約の目的を阻害するおそれのあるもの

前業務に引き続き実施する一体的又は関係のある業務で、前業務の受託者でないと、業務に支障が生じ、責任の所在が曖昧になるおそれのあるもの

⇒ 実施設計委託と施工監理委託

(2) 契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容又は履行方法等）における競争（コンペ、プロポーザル方式）の企画競争によって契約

の相手方を選定する必要があるもの

⇒ 行政計画等の調査・立案業務、施設設計、システム開発、催事等の業務等

(3) 市の施策（福祉健康施策・商工業振興施策等）を達成するため公共的団体を契約の相手方とするもの

※ 競争入札が原則なので、目的や業務等を具体的に説明できることが必要です。

※ 「公共的団体」とは、総代連合会を始め、農業協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、文化協会等の文化事業団体等公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人であるか否かは問いません。

ア 社会福祉法人に社会福祉事業その他の福祉サービス業務を委託するもの

※ 社会福祉法人は、社会福祉法に基づき社会福祉事業を行なうことを目的として設立された法人であって、社会福祉事業等の福祉サービスが価格競争よりも、その法人の持っている質的サービス、能力、経験等が重視される。

イ 市内医療機関と医事業務等に関する業務を委託するため、医師会及び歯科医師会に依頼する必要があるもの

※ 受給者の利便性と地域保健医療体制の充実を図るための機関であるため。

3 その他入札をすることができないもの

(1) 入札準備期間として4月1日から6月30日までに締結する業務

※ 例えば、単年度の4月1日から翌年3月31日までの委託業務などの年間契約について、年度始めから入札準備を行い、契約期間を7月1日から翌年3月31日までとする入札を執行した場合、4月1日から6月30日までは前年度の契約者と随意契約を結ぶというもの。

長期継続契約の準備期間として前年度の契約者と随意契約を結ぶときも同様です。

(2) 複数単価による契約であって、各々の単価を予定価格以内に調整する必要があるもの

【注意】

特命随意契約（1者随契）の場合に多く適用されているが、後述の第6号との判断を誤ることのないよう確認すること。

令第167条の2第1項第3号

障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体等が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。

【解釈・運用】

- 1 第3号は、次のように類別できます。
 - (1) 障害者支援施設等で製作された物品を買い入れる契約
 - (2) 障害者支援施設等から役務の提供を受ける契約
 - (3) シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約
 - (4) 母子・父子福祉団体等から役務の提供を受ける契約
- 2 発注の見通し及び契約の内容を公表する必要があります。契約方法は特命随意契約となりますが、物品等で複数の施設が対象となる場合は、発注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めてください。

【事例】

- 1 市障害者優先調達推進方針による障害者就労施設等との契約
⇒ 物品：事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨等
役務：印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営等
- 2 シルバー人材センターとの契約
⇒ 公園等の清掃、自転車整理、毛筆筆耕等

令第167条の2第1項第4号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受けるときの契約をするとき。

【解釈・運用】

- 1 市長の認定を受けたベンチャー企業から新商品を購入する、借り入れる、又は新役務の提供を受けるとき、随意契約することができるものです。
- 2 買入れ契約等に伴う手続を規則で定める必要がありますが、現行、市契約規則ではこれを規定していないため、第4号は適用できません。

令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【解釈・運用】

「緊急の必要」とは、天災地変その他非常緊急時において、競争入札の方法による手続をとると、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなる場合をいいます。

【事例】

- 1 緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付す時間的余裕がないとき。
 - (1) 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事等
 - (2) 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - (3) 供用施設（水道・下水道施設・河川施設等の管渠、建物施設等）の損壊（被害を受けたものを含む。）又は不具合による応急工事
 - (4) 災害の未然防止のための応急工事
- 2 災害等における災害復旧業務、救援物資の緊急支援業務を行うに当たって入札に付する時間がないとき。

※ 災害後の後処理業務などは必ずしも該当するとは限りませんので、市民生活への影響等を総合的に考慮して判断してください。
- 3 インフルエンザ等の感染症の発生による薬品等の購入を緊急に必要とするとき。
- 4 OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合
- 5 衆議院の解散による衆議院議員選挙等、法令等の規定により業務を行う期間が定められるもので、その準備期間が短いため緊急を要する場合
- 6 行政運営又は行政サービスを提供するうえで、緊急に復旧又は処置しなければ、行政運営又は行政サービスの提供に多大な損害又は支障を生じる場合

【参考】

工事等に関しては、市緊急工事等の事務取扱要領を参照

【注意】

本号の適用に際して重要なことは「緊急の必要」があるかどうかということと「競争に付す時間的余裕がない」ことが、客観的な事実に基づいて説明できるこ

とです。単なる事務手続の遅れによる「緊急」は理由になりません。

緊急とは、予期せぬ出来事が発生し入札を行う暇がなく、即座に対応しなければならぬものに限ります。(原因発生から契約までにおおむね1カ月未満となる場合を想定しています。)

令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき。

【解釈・運用】

競争入札に付して契約を締結するのは、公平な契約の締結を期すこと、また、競争の利益を享受することにあります。本号は、競争入札に付することが納期・工期や経費等の面で不利となることが認められる場合が該当します。（地方財務実務提要5881-84）

【事例】

- 1 早急に契約を締結しなければ、契約する時期を失い、又は著しく不利な価格で契約しなければいけない場合が想定される時。
- 2 現に契約履行中の業者に履行させたほうが、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる時。
 - (1) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要になった追加工事又は業務
 - (2) 本体工事又は業務と密接に関連する付帯的な工事又は業務
 - (3) 契約履行中の物件で、それに付随する物品を購入するとき。（地方財務実務提要：5881-89）

追加購入の場合で数量が前回と同数以下の場合でも前回との価格以下で購入できる時。（例えば、印刷物の追加発注。）（地方財務実務提要：5881-87）
- 3 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させたときは、工期の短縮、経費の節減、工事の安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる時。
 - (1) 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - (2) 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- 4 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事等で、

当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事等の安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき。

- (1) 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
- (2) 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

【解釈・運用】

「著しく有利な価格」とは、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題なく、かつ、予定価格から勘案しても、有利な価格であることが明らかであって、競争入札に付す必要がないときをいいます。適用に当たっては、「著しく有利な価格」を市場価格等と比較して客観的に説明する必要があります。

【事例】

- 1 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約するときには、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき。（地方財務実務提要 5881-114）
- 2 特定の施工者が開発し、または導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき。
- 3 ある物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比して著しく有利な価格で購入することができるとき。

令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

【解釈・運用】

- 1 一般的に「不落随契」といわれています。
- 2 本号を適用する随意契約の場合、契約保証金及び履行期間は変更できますが、予定価格その他の条件を変更することはできません。（令第167条の2第2項）
- 3 「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、入札公告又は指名通知を行ったが応ずる参加者がなかった場合、又は入札（再度入札）に付したが全ての者が辞退した場合をいい、この場合、本市においては、再度公告入札を行うことを原則とします。ただし、下記に示すような真にやむを得ない場合については、随意契約を適用することができるものとします。
 - (1) 急迫した事態のある場合。急迫した事態とは、当該案件の実施が遅れることで、市民の安全や公共サービス、行政運営、市の信頼又は損害などに重大な影響をおよぼす恐れがある場合を指します。
 - (2) 再度公告入札を行ってもなお入札者が現れない場合。講じた対策が十分であったか、不調の原因を調査し検証したうえで、やむを得ない状況であるかにより判断します。
 - (3) 国においては国土交通省所管事業に対して「円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策」（資料1）に基づき、入札不調時の随意契約に関する基準が示されています。同基準に準じて入札を実施した場合には随意契約の選択の余地もあるものと考えます。ただし、当該基準に準じているか、また随意契約を適用しなければならないか慎重に検討してください。随意契約を実施する際には、急迫の具体的内容、再度公告入札を行う時間の有無や、不調の原因、発注時期の適切さなど総合的に検討し、根拠となる資料を揃えておくなど、客観性や透明性の確保に留意してください。また、契約相手先の選定については、その理由を明確にして公正性を確保するとともに、発注者としての地位を不当に利用した受注者に不利な条件での契約の防止に留意してください。
- 4 「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、入札執行回数限度内において落札者がいない場合をいいます。この場合、次の各号の要件に該当する場合には随意契約ができるものとし、その他は入札不調とし、再度公告入札を行うものとします。
 - (1) 特殊工事で他に指名する者がいない場合
 - (2) 災害復旧工事で緊急又は短期間内に工事を施行する必要がある場合

(3) その他やむを得ない事情で指名替等を行うことが出来ない場合
(参照：蒲郡市入札執行事務処理要領第9条第4項及び蒲郡市物品購入等に
係る競争入札及び見積合せ事務処理要領第10条第3項)

入札執行回数については本市の場合は3回まで行うことができる規定と
なっています。(参照：蒲郡市入札執行事務処理要領第9条第2項)

5 再度公告入札を行う際は、入札不調を繰り返さないよう、不調の原因を調
査したうえで、設計積算の見直しや入札参加条件の変更(指名業者の入替え)
を行うなどの必要な対策を講じてください。

6 本号を適用し随意契約を行う場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、
当初入札に付するとき定めた予定価格その他の条件を変更することはでき
ません。また、予定価格を超える額での契約はできません。

(1) 随意契約の場合における見積書の徴取については、競争性の確保の観点
から見積書の徴取を省略することなく、最低の入札価格を入れた者に見積
書の提出を求めることにします。この場合において、最低の価格を入れた
者の見積価格が予定価格に達しないときは、次順位の価格を入れた者に見
積書の提出を求めます。

(2) 随意契約にかかる見積りの結果、競争入札参加者全員が予定価格に達し
なかった場合は、本号を適用することはできません。当該見積り合わせは
不調とし、指名業者の変更、設計・積算等の見直しを行い、新たな案件と
して、再度公告入札を行うものとします。

7 本ガイドラインに示す「再度公告入札」の運用には、指名競争入札を含む
ものとします。

【資料】

(資料1)

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向
けた具体的対策について

(別紙) 円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策

(参照：令和4年12月12日付け国会公契約29号、国官技第244号、国営管第
204号、国営計第125号、国北予第39号)

(抜粋)

3. 入札不調の際の随意契約の実施について

入札不調により契約に至らない工事等について、以下の条件を全て満
たす場合は、競争に付しても入札者がないときに行うことができる予算
決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条の2の規定による随意契
約(以下「不調随契」という。)によることができる。

① 品質を確保したうえで、入札参加資格要件(技術要件、地域要件、

対象等級)を最大限緩和していること。

- ② 見積りの積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策を講じていること。
- ③ 過去の不調発生状況から、競争入札手続を行った場合に、入札者がいない可能性が高いと判断されること。

なお、1回の入札不調で不調随契への移行も可能ではあるが、上記条件を全て満たすことを適切に確認すること。また、必要な対策を講じずに再公告を行い、入札不調が繰り返されることのないよう十分留意すること。

一方、再度の入札を行っても落札者がいないときに行うことができる同条の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、「不落随契の原則廃止等その厳正化について」（平成17年8月29日付け国地契第46号）において、不落随契の原則廃止等その厳正化について定められていることに留意されたい。

（資料2）

国土交通省では、不落随契は改めて競争入札を実施することが困難な場合において真にやむを得ない措置となるよう的確に対応しており、引き続きこの取扱いを推進するため、不落随意契約を原則廃止した運用を行っています。（参照：平成17年8月29日国地契第46号国土交通省通知「不落随契の原則廃止等その厳正化について」）

（資料3）

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する「再度の入札に付し落札者がいないとき」の「再度の入札」は「再度入札」と「再度公告入札」に分けられます。

「再度入札」は、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格入札がないとき。）、直ちにその場で（電子入札の場合においては、発注者により定められた期日に）行う入札をいう。

「再度公告入札」は、入札価格のうち予定価格の制限に達しないものが無い場合のほか、入札者の無い場合又は落札者が契約を結ばない場合において、再び公告をした後に改めて入札を行うことをいう。

令第167条の2第1項第9号

落札者が契約を締結しないとき。

【解釈・運用】

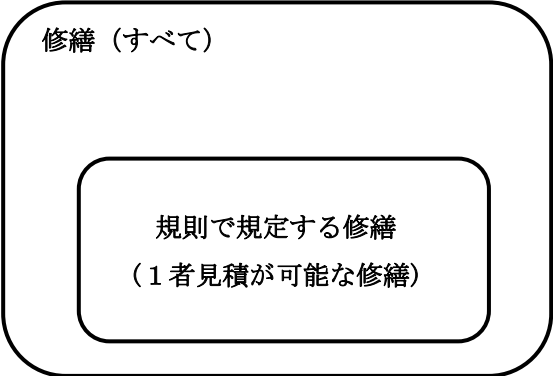
競争入札の結果、落札した者があつたにもかかわらず、その落札者が契約を締結しない場合に該当します。本号を適用して随意契約を行う場合は、原則として入札に参加した者から順次、次順位の者を随意契約の相手方とします。ただし、落札金額の範囲内において契約締結しなければならず、かつ、履行期間を除くほか、最初の競争入札に付するときに定めた入札の条件を変更することはできません。（令第167条の2第3項）入札参加者全員が落札価格に達しなかった場合は、設計内容を変更し、再度の競争入札を行うこととなります。

【注意】

時間的な余裕があれば、設計内容を変更するなどし、再度の競争入札が望ましい。

市契約規則の運用

市契約規則第22条（見積書の徴取）に基づき、以下の場合には見積り合わせを行わず、1者からの見積書によることができます。

規定内容	運用
<p>(1) 契約金の総額が10万円（工事又は修繕※に係るものにあつては100万円）を超えないとき。</p>	<p>※規則で規定する「修繕」（1者見積が可能な修繕）とは、修繕のうち、市職員が仕様の確定や指示を行うことが困難であり、見積を行う際に専門業者が実際に現場を確認し、状況を判断する必要があるものとする。</p> <p>（イメージ）</p>  <p>「修繕」に関する具体的な解釈は次頁を参照。</p>
<p>(2) 購入先が限定されている定期刊行物等の買入れをするとき。</p>	<p>例：新聞、官報、追録</p>
<p>(3) 法令等に基づいて取引価格又は料金が定められているとき。</p>	<p>例：郵便切手はがき、収入印紙、図書カード、書籍</p>
<p>(4) 施行令第167条の2第1項第2号、第3号及び第5号から第9号までの規定に基づくものであるとき。</p>	<p>各号のいずれに該当するかを明確にし、具体的かつ合理的な理由の説明が必要。</p>
<p>(5) 上記にかかわらず、市長が契約の性質上見積書を徴取し難いと認めるときは、見積書の徴取を省略することができる。</p>	<p>例：1万円以下の契約（納品書に代えることが可能）</p>

市契約規則第22条第1項第1号に規定する「修繕」の運用

市契約規則第22条第1項第1号に規定する「修繕」（1者見積が可能な修繕）は、名称に「修繕」が含まれるもの、または需用費の修繕料から支出されるものすべてが自動的に該当するわけではなく、「限定的解釈」を要するものとします。

なお、「工事」については限定的解釈を要せず、すべての建設工事が同規則に規定する「工事」に該当するものとします。修繕と工事の違いについては「会計事務の手引」を参照してください。

【参考】会計事務の手引「修繕料の支出事務」

備品の修繕、補修、部品の取替えのための費用であり、また、家屋等の小修繕で請負にまで至らないもの（工事の概念に入らないもの）が該当する。大修繕、改築等は工事請負費から支出する。一般的に小規模で、かつ、使用価値、効用の減少を防ぎ、いわゆる本体の維持管理、原状復旧を目的とするものである。

一般的な「修繕」とは、建物、設備、物品の故障や損傷に対して原状復旧や本体の維持管理を目的として行われるものを指します。例えば、建物等の小修繕で請負にまで至らないものや車両、看板等の物品の修繕などが該当します。しかし、同規則に規定する「修繕」は、これらの一般的に修繕とみなされるものすべてが該当するわけではありません。

同規則に規定する「修繕」とは、市職員では仕様の確定や指示を行うことが難しく、業者に見積り依頼をするにあたって、破損箇所の確認や原因究明のために実際の現場又は現物の確認を経なければ修繕方法を確定することが困難であると判断されるものに限り該当するものとします。この限定的解釈に基づく「修繕」については、契約金の総額が100万円を超えないときにあっては1者からの見積書によることが可能です。ただし、限定的解釈に基づかない修繕については、契約金の総額が10万円を超える場合は原則として2人以上からの見積書の徴取が必要となります。

修繕を発注するにあたり、同規則に規定する100万円の基準が適用できる（1者見積が可能）かについては、次の基準を参考に適切に判断してください。

【100万円の基準が適用される修繕】

- (1) 専門業者において破損又は故障部分の点検、分析又は原因調査等を必要とする修繕
- (2) 専門業者による詳細な現地・現物調査を必要とする修繕
- (3) 修繕内容が複雑で予め専門業者との綿密な調整が不可欠な修繕

【100万円の基準が適用されない修繕】

- (1) 専門業者に対する簡易な聞き取りに基づき仕様書を作成することができ、明確な指示が出せる修繕
- (2) 現地・現物確認を必要としない修繕
- (3) 作業内容が単純で簡易な修繕

「修繕」において1者見積が可能なものを限定する理由

前提として、市契約規則では、価格の妥当性の判断と適正な競争性の確保を目的として、なるべく2人以上の者から見積書を徴取することを原則としています。

しかし、小規模な修繕等において複数業者による見積り合わせを実施する場合、職員の事務負担が大きくなる一方で、競争性による価格差がその実務負担に見合わないケースが想定されます。また、特に見積書の徴取にあたり実際の現場確認を要するものについては、業者側への負担も大きくなるため、契約が確定していないものに対しての見積り徴取を敬遠される懸念があります。

上記の内容を踏まえ、契約業務における事務負担の軽減と競争性の確保を両立するため、事務負担と競争性による価格差を総合的に判断したうえで、修繕においては1者見積が妥当と考えられる場合に限定して適用する運用とします。

したがって、競争性が確保可能な修繕については、引き続き複数業者による見積り合わせを基本とし、限定的に1者見積を認める場合については、契約内容や状況を総合的に判断するとともに、その適用根拠を明確にするなど適正な契約事務の執行に努めてください。さらに、1者見積が可能な場合であっても、毎回同じ業者に依頼するのではなく、市内業者の育成を念頭に置き、経験のない業者にも受注機会を提供するなど、市に登録している業者が均等に受注機会を得られるよう、広く業者選定を行うことに留意してください。

履歴

平成28年2月18日制定

平成31年4月1日改正

令和元年10月1日改正

令和2年9月25日改正

令和5年4月22日改正

令和6年10月9日改正

令和7年4月1日改正

令和8年4月1日改正